

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者や障害者など、災害時に自力で避難することが困難で、支援が必要となるかた（避難行動要支援者）の避難支援を避難支援等関係者に行ってもらうため、名簿を作成し、危機管理課にも提供する。（民生委員、自主防災組織、自治会、社会福祉協議会、警察、消防組合、自衛隊等）	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5識別番号	
記録範囲	要介護認定区分3～5の者、障害者の一部、その他本人等から申出があり、市長が避難支援等の必要を認める者（高齢者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人など）	
記録情報の収集方法	本人等から申出以外については、高齢者福祉課、介護保険課、障害福祉課から収集。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	危機管理課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 行政管理課	
	（所在地）佐倉市海隣寺町9-7番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考	R08.06.17 項目名「避難行動要支援者名簿」を「訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等」に訂正	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	75歳以上高齢者名簿	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	75歳以上高齢者名簿を民生委員・児童委員に提供することにより緊急医療情報キット（高齢者福祉課所管）の民生委員・児童委員による配布及び見守り活動の円滑な活動を支援するため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日（年齢）、3 加入自治会名、4 性別、5 世帯主、6 住所	
記録範囲	名簿作成時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている75歳以上の者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	民生委員・児童委員	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 行政管理課	
	（所在地）佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考	R08.06.17「記録範囲」に「75歳以上の」を追記	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ふるさとまちづくり応援寄附金管理台帳	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	「佐倉市ふるさとまちづくり応援のための寄附に関する条例施行規則」第6条に基づき、民生費に係る寄附金及び寄附者情報を管理するため	
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4寄附金の額、5寄附申込年月日、6寄附金収受年月日、7公表希望の有無	
記録範囲	「佐倉市ふるさとまちづくり応援のための寄附に関する条例」の施行日(平成21年6月30日)以降における民生費受入寄附者	
記録情報の収集方法	市ふるさと納税所管課、本人等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	臨時特別給付金(令和3年度基準) 基盤システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(令和3年度支給要領分)の支給対象者の判定を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯構成員、5続柄、6国籍区分、7住民になった日、8住所、9支援措置種別、10施設入所種別、11住民税課税区分、12合計所得、13扶養主氏名、14扶養主課税区分、15生活保護関係情報、16地方税関係情報照会結果、17在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和3年12月10日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、個人住民税システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
臨時特別給付金 (R3) 基盤システム	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業は令和4年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目17を追記

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	臨時特別給付金(令和3年度基準) 受付システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(令和3年度支給要領分)の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5国籍区分、6住民になった日、7住所、8支給額、9口座情報、10支給状況、11在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和3年12月10日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者の内、臨時特別給付金(令和3年度支給要領分)の支給対象となる可能性のあるものとして判定した者	
記録情報の収集方法	臨時特別給付金(令和3年度基準)基盤システム、本人等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業は令和4年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目11を追記、「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」を「含む」に訂正

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	臨時特別給付金(令和4年度基準) 基盤システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(令和4年度支給要領分)の支給対象者の判定を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯構成員、5続柄、6国籍区分、7住民になった日、8住所、9支援措置種別、10施設入所種別、11住民税課税区分、12合計所得、13扶養主氏名、14扶養主課税区分、15生活保護関係情報、16在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和4年6月1日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、個人住民税システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業は令和4年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目16を追記

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	臨時特別給付金(令和4年度基準) 受付システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(令和4年度支給要領分)の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5国籍区分、6住民になった日、7住所、8支給額、9口座情報、10支給状況、11在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和4年6月1日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者の内、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(令和4年度支給要領分)の支給対象となる可能性のあるものとして判定した者	
記録情報の収集方法	臨時特別給付金(令和4年度基準)基盤システム、本人等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業は令和4年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目11を追記、「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」を「含む」に訂正

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市独自・均等割応援金 基盤システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	市独自の給付金である住民税均等割のみ課税世帯への応援金の支給対象者の判定を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯構成員、5続柄、6国籍区分、7住民になった日、8住所、9住民税課税区分、10合計所得、11扶養主氏名、12扶養主課税区分、13生活保護関係情報、14在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和4年6月1日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、個人住民税システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	住民税均等割のみ課税世帯への応援金給付事業は令和4年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目14を追記、「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」を「含む」に訂正

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	市独自・均等割応援金 受付システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	市独自の給付金である住民税均等割のみ課税世帯への応援金の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5国籍区分、6住民になった日、7住所、8支給額、9口座情報、10支給状況、11在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和4年6月1日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者の内、住民税均等割のみ課税世帯への応援金の支給対象となる可能性のあるものとして判定した者	
記録情報の収集方法	市独自・均等割応援金基盤システム、本人等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
均等割応援金受付システム		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	住民税均等割のみ課税世帯への応援金給付事業は令和4年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目11を追記、「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」を「含む」に訂正

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	緊急支援給付金 基盤システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給対象者の判定を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯構成員、5続柄、6国籍区分、7住民になった日、8住所、9支援措置種別、10施設入所種別、11住民税課税区分、12合計所得、13扶養主氏名、14扶養主課税区分、15生活保護関係情報、16地方税関係情報照会結果、17在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和4年9月30日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、個人住民税システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業は令和4年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目17を追記

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	緊急支援給付金 受付システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5国籍区分、6住民になった日、 7住所、8支給額、9口座情報、10支給状況、 11公的給付支給等口座登録簿関係情報照会結果、 12在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和4年9月30日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者の内、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給対象となる可能性のあるものとして判定した者	
記録情報の収集方法	緊急支援給付金基盤システム、本人等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業は令和4年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目12を追記、「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」を「含む」に訂正

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(R5非課税) 基盤システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象者の判定を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯構成員、5続柄、6国籍区分、7住民になった日、8住所、9支援措置種別、10施設入所種別、11住民税課税区分、12合計所得、13扶養主氏名、14扶養主課税区分、15生活保護関係情報、16地方税関係情報照会結果、17在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和5年6月1日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、個人住民税システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
物価高騰（R5非課税）基盤		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考	物価高騰対策臨時給付金支給事業(住民税非課税世帯分)は令和5年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目17を追記	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(R5非課税) 受付システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(住民税非課税世帯分)の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5国籍区分、6住民になった日、7住所、8支給額、9口座情報、10支給状況、11公的給付支給等口座登録簿関係情報照会結果、12在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和5年6月1日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者の内、物価高騰対策臨時給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となる可能性のあるものとして判定した者	
記録情報の収集方法	物価高騰給付金(R5非課税)基盤システム、本人等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考	物価高騰対策臨時給付金支給事業(住民税非課税世帯分)は令和5年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目12を追記、「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」を「含む」に訂正	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(R5均等割) 基盤システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給対象者の判定を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯構成員、5続柄、6国籍区分、7住民になった日、8住所、9支援措置種別、10施設入所種別、11住民税課税区分、12年税額、13合計所得、14扶養主氏名、15扶養主課税区分、16生活保護関係情報、17地方税関係情報照会結果、18在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和5年6月1日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、個人住民税システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考	物価高騰対策臨時給付金支給事業(住民税均等割のみ課税世帯分)は令和5年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目18を追記	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(R5非課税追加・非課税こども加算) 基盤システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(住民税非課税世帯追加支給分)及び同(住民税非課税世帯こども加算分)の支給対象者の判定を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯構成員、5続柄、6国籍区分、7住民になった日、8住所、9支援措置種別、10施設入所種別、11住民税課税区分、12合計所得、13扶養主氏名、14扶養主課税区分、15地方税関係情報照会結果、16基本支給額、17こども加算対象児童、18こども加算支給額、19合計支給額、20在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和5年12月1日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、個人住民税システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考	物価高騰対策臨時給付金支給事業(住民税非課税世帯追加支給分)及び同(住民税非課税世帯こども加算分)は令和6年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目20を追記	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(R5均等割) 受付システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5国籍区分、6住民になった日、7住所、8支給額、9口座情報、10支給状況、11公的給付支給等口座登録簿関係情報照会結果、12在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和5年6月1日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者の内、物価高騰対策臨時給付金(住民税均等割のみ課税世帯分)の支給対象となる可能性のあるものとして判定した者	
記録情報の収集方法	物価高騰給付金(R5均等割)基盤システム、本人等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
物価高騰（R5均等割）受付		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考	物価高騰対策臨時給付金支給事業(住民税均等割のみ課税世帯分)は令和5年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目12を追記、「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」を「含む」に訂正	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(R5非課税追加) 受付システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(住民税非課税世帯追加支給分)の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5国籍区分、6住民になった日、7住所、8基本支給額、9口座情報、10支給状況、11公的給付支給等口座登録簿関係情報照会結果、12在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和5年12月1日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者の内、物価高騰対策臨時給付金(住民税非課税世帯追加支給分)の支給対象となる可能性のあるものとして判定した者	
記録情報の収集方法	物価高騰給付金(R5非課税追加・非課税こども加算)基盤システム、本人等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
物価高騰（R5非課税追加）受付		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考	物価高騰対策臨時給付金支給事業(住民税非課税世帯追加支給分)は令和6年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目12を追記、「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」を「含む」に訂正	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(R5均等割追加・均等割こども加算) 基盤システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(住民税均等割のみ課税世帯追加支給分)及び同(住民税均等割のみ課税世帯こども加算分)の支給対象者の判定を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯構成員、5続柄、6国籍区分、7住民になった日、8住所、9支援措置種別、10施設入所種別、11住民税課税区分、12年税額、13合計所得、14扶養主氏名、15扶養主課税区分、16地方税関係情報照会結果、17基本支給額、18こども加算対象児童、19こども加算支給額、20合計支給額、21在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和5年12月1日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、個人住民税システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考	物価高騰対策臨時給付金支給事業(住民税均等割のみ課税世帯追加支給分)及び同(住民税均等割のみ課税世帯こども加算分)は令和6年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目21を追記	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(R5均等割追加・均等割こども加算) 受付システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(住民税均等割のみ課税世帯追加支給分)及び同(住民税均等割のみ課税世帯こども加算分)の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5国籍区分、6住民になった日、7住所、8.こども加算対象児童、9合計支給額、10口座情報、11支給状況、12公的給付支給等口座登録簿関係情報照会結果、13在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和5年12月1日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者の内、物価高騰対策臨時給付金(住民税均等割のみ課税世帯追加支給分)の支給対象となる可能性のあるものとして判定した者	
記録情報の収集方法	物価高騰給付金(R5均等割追加・均等割こども加算) 基盤システム、本人等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		

備考	基準日における抽出の後に、申請により発生したことも加算分については、別システムで管理 物価高騰対策臨時給付金支給事業(住民税均等割のみ課税世帯追加支給分)及び同(住民税均等割のみ課税世帯ことも加算分)は令和6年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目13を追記、「記録情報の収集方法」のシステム名を訂正、「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」を「含む」に訂正
----	---

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(R5非課税こども加算) 受付システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(住民税非課税世帯こども加算分)の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5国籍区分、6住民になった日、7住所、8.こども加算対象児童、9こども加算支給額、10口座情報、11支給状況、12公的給付支給等口座登録簿関係情報照会結果、13在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和5年12月1日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者の内、物価高騰対策臨時給付金(住民税非課税世帯こども加算分)の支給対象となる可能性のあるものとして判定した者	
記録情報の収集方法	物価高騰給付金(R5非課税追加・非課税こども加算) 基盤システム、本人等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
物価高騰 (R5非課税こども加算) 受付		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		

備考	物価高騰対策臨時給付金支給事業(住民税非課税世帯子ども加算分)は令和6年度で終了 R08.06.17「記録項目」に項目13を追記、「記録情報の収集方法」のシステム名を訂正、「要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」を「含む」に訂正
----	--

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(R6均等割・均等割こども加算) 基盤システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(令和6年度住民税均等割のみ課税世帯分)及び同(令和6年度住民税均等割のみ課税世帯こども加算分)の支給対象者の判定を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯構成員、5続柄、6国籍区分、7住民になった日、8住所、9支援措置種別、10施設入所種別、11住民税課税区分、12年税額、13合計所得、14扶養主氏名、15扶養主課税区分、16地方税関係情報照会結果、17基本支給額、18こども加算対象児童、19こども加算支給額、20合計支給額、21在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和6年6月3日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、個人住民税システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	物価高騰対策臨時給付金支給事業(令和6年度住民税均等割のみ課税世帯分)及び同(令和6年度住民税均等割のみ課税世帯こども加算分)は令和6年度で終了

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(R6均等割・均等割こども加算) 受付システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(令和6年度住民税均等割のみ課税世帯分)及び同(令和6年度住民税均等割のみ課税世帯こども加算分)の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5国籍区分、6住民になった日、7住所、8.こども加算対象児童、9合計支給額、10口座情報、11支給状況、12公的給付支給等口座登録簿関係情報照会結果、13在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和6年6月3日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者の内、物価高騰対策臨時給付金(令和6年度住民税均等割のみ課税世帯分)の支給対象となる可能性のあるものとして判定した者	
記録情報の収集方法	物価高騰給付金(R6均等割・均等割こども加算) 基盤システム、本人等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	基準日における抽出の後に、申請により発生したこども加算分については、別システムで管理 物価高騰対策臨時給付金支給事業(令和6年度住民税均等割のみ課税世帯分)及び同(令和6年度住民税均等割のみ課税世帯こども加算分)は令和6年度で終了

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(調整給付) 基盤システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(調整給付分)の支給対象者の判定状況を確認し、受付システムに対象者分の情報を取り込むため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯構成員、5続柄、6国籍区分、7住民になった日、8住所、9支援措置種別、10施設入所種別、11住民税合計所得、12住民税課税区分、13住民税年税額、14住民税所得割額、15住民税均等割額、16住民税扶養人数、17住民税定額減税可能額、18住民税控除不足額、19住民税扶養主氏名、20住民税扶養主課税区分、21推計所得税額、22推計所得税扶養人数、23推計所得税定額減税可能額、24推計所得税控除不足額、25支給額、26在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	佐倉市が令和6年度個人住民税の課税庁である者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、個人住民税システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	物価高騰対策臨時給付金支給事業(令和6年度調整給付分)は令和6年度で終了

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(調整給付) 受付システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(調整給付分)の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5国籍区分、6住民になった日、 7住所、8支給額、9口座情報、10支給状況、 11公的給付支給等口座登録簿関係情報照会結果、 12在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	佐倉市が令和6年度個人住民税の課税庁である者の内、物価高騰対策臨時給付金(調整給付分)の支給対象となる可能性のあるものとして判定した者	
記録情報の収集方法	物価高騰給付金(調整給付) 基盤システム、本人等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	物価高騰対策臨時給付金支給事業(令和6年度調整給付分)は令和6年度で終了

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(R6非課税・非課税こども加算) 基盤システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(令和6年度住民税非課税世帯分)及び同(令和6年度住民税非課税世帯こども加算分)の支給対象者の判定を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯構成員、5続柄、6国籍区分、7住民になった日、8住所、9支援措置種別、10施設入所種別、11住民税課税区分、12年税額、13合計所得、14扶養主氏名、15扶養主課税区分、16地方税関係情報照会結果、17基本支給額、18こども加算対象児童、19こども加算支給額、20合計支給額、21在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和6年6月3日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、個人住民税システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	物価高騰対策臨時給付金支給事業(令和6年度住民税非課税世帯分)及び同(令和6年度住民税非課税世帯こども加算分)は令和6年度で終了

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(R6非課税・非課税こども加算) 受付システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(令和6年度住民税非課税世帯分)及び同(令和6年度住民税非課税世帯こども加算分)の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5国籍区分、6住民になった日、7住所、8.こども加算対象児童、9合計支給額、10口座情報、11支給状況、12公的給付支給等口座登録簿関係情報照会結果、13在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和6年6月3日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者の内、物価高騰対策臨時給付金(令和6年度住民税非課税世帯分)の支給対象となる可能性のあるものとして判定した者	
記録情報の収集方法	物価高騰給付金(R6非課税・非課税こども加算) 基盤システム、本人等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	基準日における抽出の後に、申請により発生したことも加算分については、別システムで管理 物価高騰対策臨時給付金支給事業(令和6年度住民税非課税世帯分)及び同(令和6年度住民税非課税世帯ことも加算分)は令和6年度で終了

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(R6非課税追加・非課税こども加算追加) 基盤システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(令和6年度住民税非課税世帯追加支給分)及び同(令和6年度住民税非課税世帯こども加算追加支給分)の支給対象者の判定を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯構成員、5続柄、6国籍区分、7住民になった日、8住所、9支援措置種別、10施設入所種別、11住民税課税区分、12年税額、13合計所得、14扶養主氏名、15扶養主課税区分、16地方税関係情報照会結果、17基本支給額、18こども加算対象児童、19こども加算支給額、20合計支給額、21在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和6年12月13日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、個人住民税システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町 9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	物価高騰対策臨時給付金支給事業(令和6年度住民税非課税世帯追加支給分)及び同(令和6年度住民税非課税世帯こども加算追加支給分)は令和7年度で終了

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(R6非課税追加・非課税こども加算追加) 受付システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(令和6年度住民税非課税世帯追加支給分)及び同(令和6年度住民税非課税世帯こども加算追加支給分)の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5国籍区分、6住民になった日、7住所、8.こども加算対象児童、9合計支給額、10口座情報、11支給状況、12公的給付支給等口座登録簿関係情報照会結果、13在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	令和6年12月13日時点で佐倉市の住民基本台帳に記録されている者の内、物価高騰対策臨時給付金(令和6年度住民税非課税世帯追加支給分)の支給対象となる可能性のあるものとして判定した者	
記録情報の収集方法	物価高騰給付金(R6非課税追加・非課税こども加算追加) 基盤システム、本人等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	基準日における抽出の後に、申請により発生したことも加算分については、別システムで管理 物価高騰対策臨時給付金支給事業(令和6年度住民税非課税世帯追加支給分)及び同(令和6年度住民税非課税世帯子ども加算追加支給分)は令和7年度で終了

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(不足額給付) 基盤システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)の支給対象者の判定状況を確認し、受付システムに対象者分の情報を取り込むため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4世帯構成員、5続柄、6国籍区分、7住民になった日、8住所、9支援措置種別、10施設入所種別、11住民税合計所得、12住民税課税区分、13住民税年税額、14住民税所得割額、15住民税均等割額、16住民税扶養人数、17住民税定額減税可能額、18住民税控除不足額、19住民税扶養主氏名、20住民税扶養主課税区分、21所得税額、22所得税扶養人数、23所得税定額減税可能額、24所得税控除不足額、25調整給付支給額、26不足額給付支給額、27その他の不足額給付算定ツールデータ、28在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	佐倉市が令和7年度個人住民税の課税庁である者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、個人住民税システム等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案 をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれていると きはその旨	
備考	物価高騰対策臨時給付金支給事業(令和7年度調整給付(不足額給付)分)は令 和7年度で終了

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	物価高騰給付金(不足額給付) 受付システム	
行政機関の名称	佐倉市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 社会福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4続柄、5国籍区分、6住民になった日、 7住所、8支給額、9口座情報、10支給状況、 11公的給付支給等口座登録簿関係情報照会結果、 12在監・DV等の情報を含む対応メモ	
記録範囲	佐倉市が令和7年度個人住民税の課税庁である者の内、物価高騰対策臨時給付金(調整給付(不足額給付)分)の支給対象となる可能性のあるものとして判定した者	
記録情報の収集方法	物価高騰給付金(不足額給付) 基盤システム、本人等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	本人	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務部 行政管理課	
	(所在地) 佐倉市海隣寺町9 7 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	物価高騰対策臨時給付金支給事業(令和7年度調整給付(不足額給付)分)は令和7年度で終了